## **<訓練内容が一部変更となりました>**

11月6日発表の標記の件について、本日、天候不良のため「③」 はしご車による救助・救出訓練」、「④ ア 消火器の実射訓練」及び「④イ 屋外消火栓の放水訓練」は中止とします。

令和7年11月10日 管 財 課 外線:(076)225-1261 内線:3473

## 令和7年度県庁舎防災・消防訓練の実施について

1 目 的

消防法等により県庁舎の建物に年1回義務づけられている「消火、通報及び避難の訓練」を実施し、県庁舎に勤務する職員の自衛消防活動における役割認識、防災・防火意識の高揚を図る。

2 日 時

令和7年11月10日(月) 14:00~15:45

- 3 参加者:約500名
  - (1) 本庁職員(行政庁舎、議会庁舎、警察本部庁舎に勤務する職員)
  - (2) 使用許可団体(金融機関等)
- 4 訓練内容
  - 防災訓練(14:00~14:30)

震度6強程度の揺れを伴う地震が発生。建物自体の損傷はないが、エレベータの緊急停止による閉じ込めが発生し、閉じ込め者が負傷したとの想定で、初動対応訓練、閉じ込め者の救出訓練を行う。

- (1) 初動対応訓練
  - ア 地震発生の庁内放送(地震発生時の安全行動を実施するよう指示)
  - イ 負傷者の有無の確認・連絡
  - ウ 建物の損害状況の確認・連絡
  - エ 電気・機械設備の損害状況の確認・連絡
- (2) エレベータ閉じ込め者の救出訓練(於:2階業務用西エレベータ)
- 消防訓練(14:35~15:45)

行政庁舎10階文化観光スポーツ部国際交流課前の湯沸室から出火したとの想定で、通報・初期消火訓練、避難訓練等を行う。

- (1) 通報·初期消火訓練
  - ア 感知器作動による発報放送
  - イ 初期消火訓練(於:10階東湯沸室)
  - ウ 消防署への通報及び消防設備、放送設備等の作動確認
- (2) 避難訓練(避難場所:せせらぎの杜(※荒天時は行政庁舎1階エントランス)) 庁内執務者:県職員(行政、議会、警察)、使用許可団体
- (3) 消防機関による訓練

はしご車による救助・救出訓練

- (4) 屋外での消火訓練
  - ア 消火器の実射訓練(於:せせらぎの杜)
  - イ 屋外消火栓の放水訓練(於:議会庁舎横)
- (5) AED 体験(於:行政庁舎1階エントランス)
- ※並行して実施する訓練もあり、複数箇所での取材は困難な場合があります。
- ※事前取材については、当日午前中までにお願いします。
- ※荒天時は、消防訓練の(3)及び(4)を中止します。